



# 5月の税務



## 11日(月)

- ・4月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

## 6月1日(月)

- ・3月決算法人の申告と納税
- ・9月決算法人の中間申告と納税
- ・6月、9月、12月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・4月分社会保険料納付



日差しが強さを増し  
夏の兆しを感じる季節になりました。  
いかがお過ごしでしょうか。  
季節の変わり目ですので  
お体ご自愛ください。

※個人の住民税の特別徴収税額の通知



## 少額減価償却資産の特例の改正



2026年4月1日より、中小企業や個人事業が1点「40万円未満」の備品を購入した際、その事業年度で一括して損金(経費)に算入できる上限が30万円から40万円へ引き上げられました。

### この改正によるメリット

- ・従来は30万円以上の備品については、資産として計上し、減価償却をして数年に分けて経費処理する必要があったが、40万円までは一括で経費として処理できる。

ただ、年間合計の上限は変わらず300万円までになります。

財務省に「令和8年度税制改正の大綱」というページが載っていますので

興味がある方はご確認ください。



# 中小企業向けの賃上げ税制についての改正

令和8年度(2026年度)の税制改正において、中小企業向けの「賃上げ促進税制」は、**大企業向けが廃止される**一方で「継続」となりますが、一部の優遇措置が縮小されます。

1. 主な変更点:教育訓練費上乗せの「**廃止**」  
これまで、社員の研修や教育に力を入れた場合に適用されていた「教育訓練費の増加による税額控除率の上乗せ(10%)」が廃止されます。

最大控除率の低下: これまでは最大45%の税額控除が可能でしたが、この廃止により、**最大35%**となります。

2. 維持される仕組み  
教育訓練費以外については、現行の有利な仕組みが概ね引き継がれます。

通常要件: 給与等支給額が前年度比1.5%以上増加 ⇒ 15%控除

給与等支給額が前年度比2.5%以上増加 ⇒ 30%控除

上乗せ要件(継続): くるみん認定(子育て支援)や、  
えるぼし認定(女性活躍)を取得している場合 ⇒ 5%上乗せ

繰越控除措置:

赤字などでその年に控除しきれなかった金額を、5年間繰り越せる仕組みは引き続き利用可能です。

この改正は、令和8年4月1日以後に開始される事業年度について適用されます。

「驚異の部屋の私たち、消滅せよ。— 森村泰昌・ヤノベケンジ・やなぎみわ —」

大阪中之島美術館で展覧会が開催されるようです。興味がある方はぜひ。

「森村泰昌、ヤノベケンジ、やなぎみわが大阪中之島美術館に集結!国際的に活動しつつ時に交錯してきた彼らが、2026年、万博のポストイヤーに再び邂逅します。なぜこの3人が集まるのか。そのタイトルは何を意味するのか。さらには、「消滅せよ。」という言葉の先には何があるのか。新作を中心に構成される本展は、同時に作家それぞれのこれまでの活動が凝縮された「驚異の部屋」となります。ときに協働し、ときに衝突しながら、絶対的に孤独な表現者として個々の作品世界を美術館という舞台でぶつけ合います。」

場所: 大阪中之島美術館

会期: 2026年04月25日~2026年07月20日

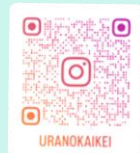
## 紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。  
紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします!

※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限ります。  
※詳しくはお問い合わせください。



Googleのロコミのご協力よろしく  
お願いいたします。



Instagramをスタッフが毎日更新しております。  
お時間がある時には是非ご覧になってください!

